旧総合福祉会館等売却に係る質問回答票

一般競争入札に関する質問及び回答を掲載します。

No.	質問内容	回答内容
1	「未利用県有地一般競争入札」（冊子）の16ページで上から3.4行目で、「令和16年10月25日まで、県所有の区分建物を残置し、使用する為に必要な範囲で利用することができます。」と記載があります。建物は岡山県の所有のままなのですか。それとも、建物の所有移転後に、解体しないといけない特約等がついているのでしょうか。	冊子18ページの旧岡山県総合福祉会館の区分所有関係に係る模式図のとおり、他の区分所有者が土地及び建物の１階から３階までを所有しており、その４階から８階及び地下の部分に県所有の建物が存在しています。 県が他の区分所有者と締結している「土地利用に関する覚書」においては、上記の４階から８階及び地下の部分については、県が令和16年10月25日まで使用できる権利を有しており、その権利は、買受人に承継される旨が定められています。 また、建物を解体することを義務付ける特約はありません。 詳細については、閲覧資料「土地利用に関する覚書」をご確認ください。